

障害福祉サービス等の概要

札幌市保健福祉局障がい福祉課給付管理係

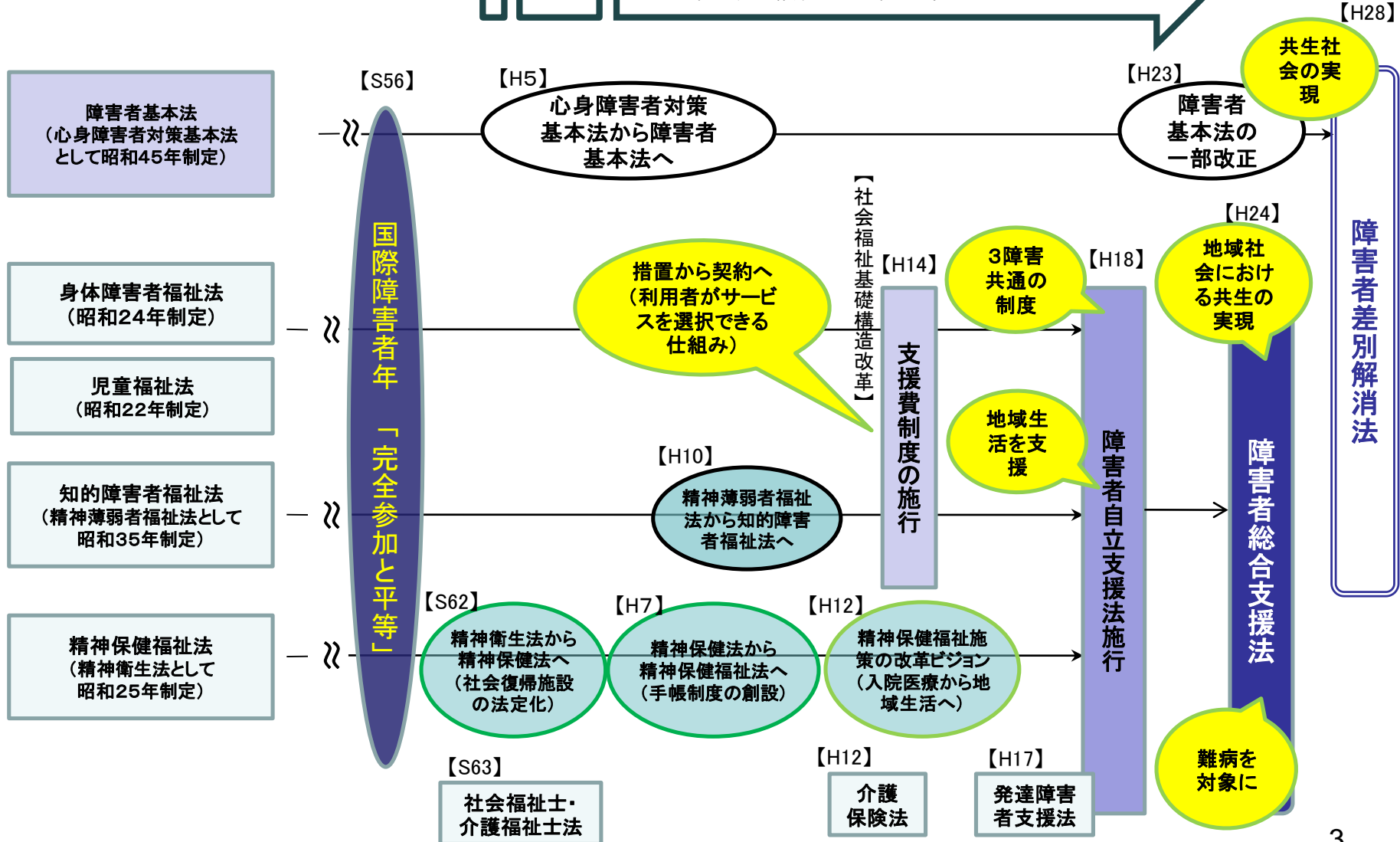
2017年5月25日

<説明内容>

- 1 障がい者施策の歴史
- 2 サービス体系
- 3 障害福祉サービスについて
- 4 サービス利用の流れ
- 5 利用者負担について
- 6 その他

障がい者施策の歴史

「ノーマライゼーション(※)」理念の浸透
 ※ 障がい者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え



福祉サービスの制度

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付

- ・居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援
- ・行動援護、同行援護
- ・短期入所
- ・療養介護、生活介護
- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)
- ・共同生活援助(GH)

地域相談支援給付

- ・地域移行支援、地域定着支援

計画相談支援給付

自立支援医療

- ・更生医療、育成医療
- ・精神通院医療

補装具

障害福祉サービス

地域生活支援事業

相談支援

成年後見制度利用支援

意思疎通支援

- ・手話通訳者等養成派遣、要約筆記者等養成派遣、盲ろう者通訳・介助員養成派遣

日常生活用具給付

移動支援

地域活動支援センター

その他の日常生活又は社会参加支援

- ・身体障がい者入浴サービス事業
- ・寝具洗濯乾燥事業、紙おむつサービス事業
- ・身体障害者自動車運転訓練費・自動車改造費、身体障害者福祉電話設置事業
- ・日中一時支援事業
- ・福祉ホーム
- ・障がい者ITサポートセンター
- ・自閉症自立支援センター

児童福祉法

障害児通所給付

- ・児童発達支援、医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

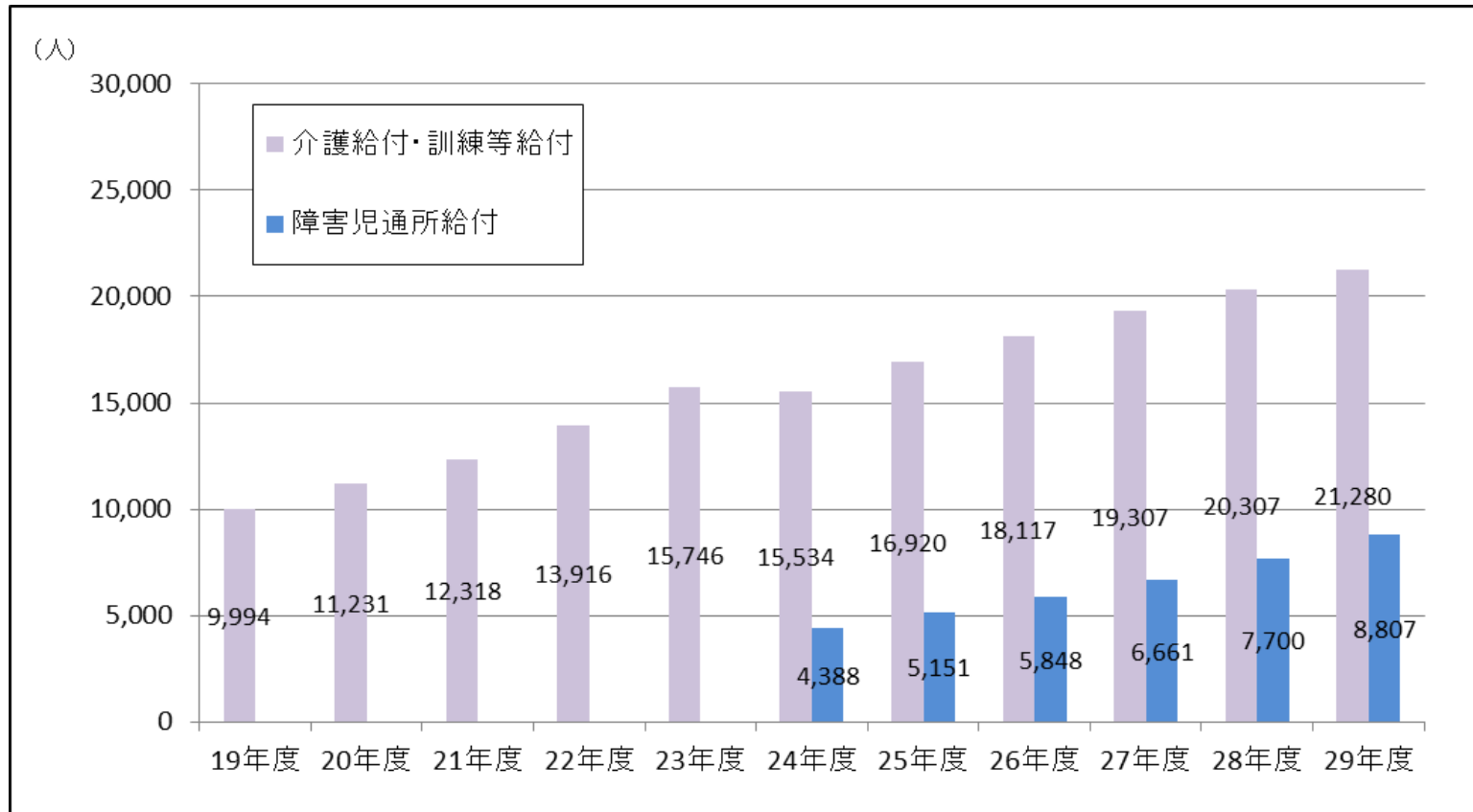
障害児入所給付

障害児相談支援給付

【その他の法令、札幌市独自事業】

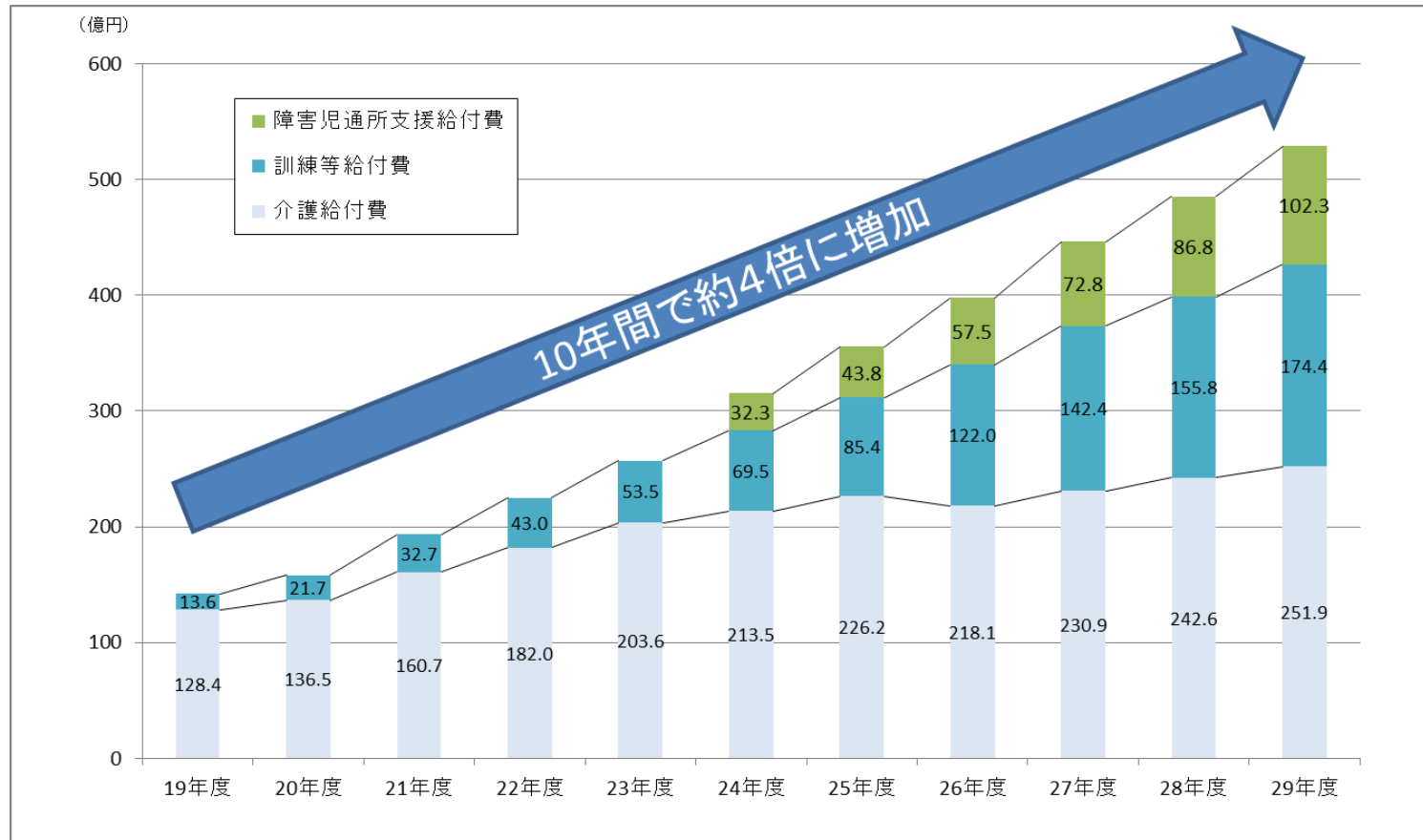
- ・日常生活自立支援事業
- ・福祉除雪
- ・障がい者交通費助成、通所交通費助成
- ・障がい者地域共同作業所
- ・パーソナルアシスタンス事業
- ・障がい者就業・生活相談支援事業
- ・障がい者虐待相談事業
- ・地域ぬくもりサポート事業

サービスの支給決定者数



※各年度4月現在

決算額



※1 平成28年度は、決算見込み額

※2 平成29年度は、予算額

障害福祉サービスについて

○訪問系サービス

制度	サービス	内容	利用者		障害支援区分						有効期間	備考				
			身知的 体的	精神 的	児童 	な し	1	2	3	4			5	6		
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や食事等の身体介護、調理や掃除等の家事援助など、日常生活上の支援を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1年	・身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助の4種類	
	重度訪問介護	常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。	●	●	●							●	●	●	1年	・知的・精神の場合は、行動障がいのある方
	行動援護	自己判断能力が制限されている方に、行動時の危険回避に必要な支援や外出支援を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●				1年	
	同行援護	視覚障がいや移動に著しい困難がある方に、必要な情報提供や移動の援護などの外出支援を行います。	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	1年	・視覚障がいの方のサービス(代読・代筆を含む) ・身体介護を伴う場合は区分2以上
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。	●	●	●	●							●		1年	・人工呼吸器装着、重症心身障がい者など
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、食事の介護等を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1年	
地域 生活	移動支援	屋外移動に著しい制限のある方に、移動の介助や外出に伴う身の回りの介護などの外出支援を行います。	●	●	●	●								1年	・介護給付による外出の支援を利用することが優先 ・身体の場合は、全身性の障がいのある方など	
独自 事業	パーソナル アシスタンス事業	重度の障がいのある方が、地域の方と契約を結び、必要な介助を受けることができる札幌市の独自制度です。	重度訪問介護を利用している方											1年	・重度訪問介護の一部を金額に換算し、その範囲内で介助契約を結び、介助体制を組み立てることが可能	

○日中活動系サービス(通所など)

制度	サービス	内容	利用者			障害支援区分						有効期間	備考				
			身 体	知 能	児 童	な し	1	2	3	4	5			6			
介護 給付	療養介護	医療と常時の介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。	●	●									●	●	3年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支給量 31日／月 ・人工呼吸器装着(区分6)、筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者 	
	生活介護 (デイサービス)	常に介護を必要とする方に、昼間、事業所で入浴や食事の介護、創作的活動などを提供します。	●	●	●				●	●	●	●	●			3年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支給量 各月の日数－8日 ・50歳未満の場合は区分3以上
訓練 給付	自立訓練 【機能訓練】	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持向上等のために、必要なリハビリテーションなどを行います。	●						●	●	●	●	●	●	●	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支給量 各月の日数－8日
	自立訓練 【生活訓練】	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上等のために、入浴や食事等に関する必要な訓練などを行います。		●	●				●	●	●	●	●	●	●	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支給量 各月の日数－8日
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行います。	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支給量 各月の日数－8日
	就労継続支援 【A型・B型】	一般企業等での就労が難しい方に働く場を提供し、知識や能力の向上のために訓練を行います(A型は雇用契約に基づく利用が原則)。	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	3年 (B型で50歳未満の場合:1年)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支給量 各月の日数－8日 8

制度	サービス	内容	利用者		障害支援区分						有効期間	備考	
			身知的	精神的	1	2	3	4	5	6			
児通所支援	児童発達支援	幼児など就学していない子どもに、日常生活上の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。		●								1年	・基本支給量 14日／月
	医療型児童発達支援	幼児など就学していない肢体不自由のある子どもに、日常生活上の基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。		●								1年	・基本支給量 14日／月
	放課後等デイサービス	就学している子どもに、放課後や学校の休業日、生活能力の向上のための訓練、地域との交流などを行います。		●								1年	・基本支給量 14日／月
	保育所等訪問支援	専門職員が保育所等を訪問し、集団生活への適応訓練、スタッフへの助言などを行います。		●								1年	・基本支給量 2日／月

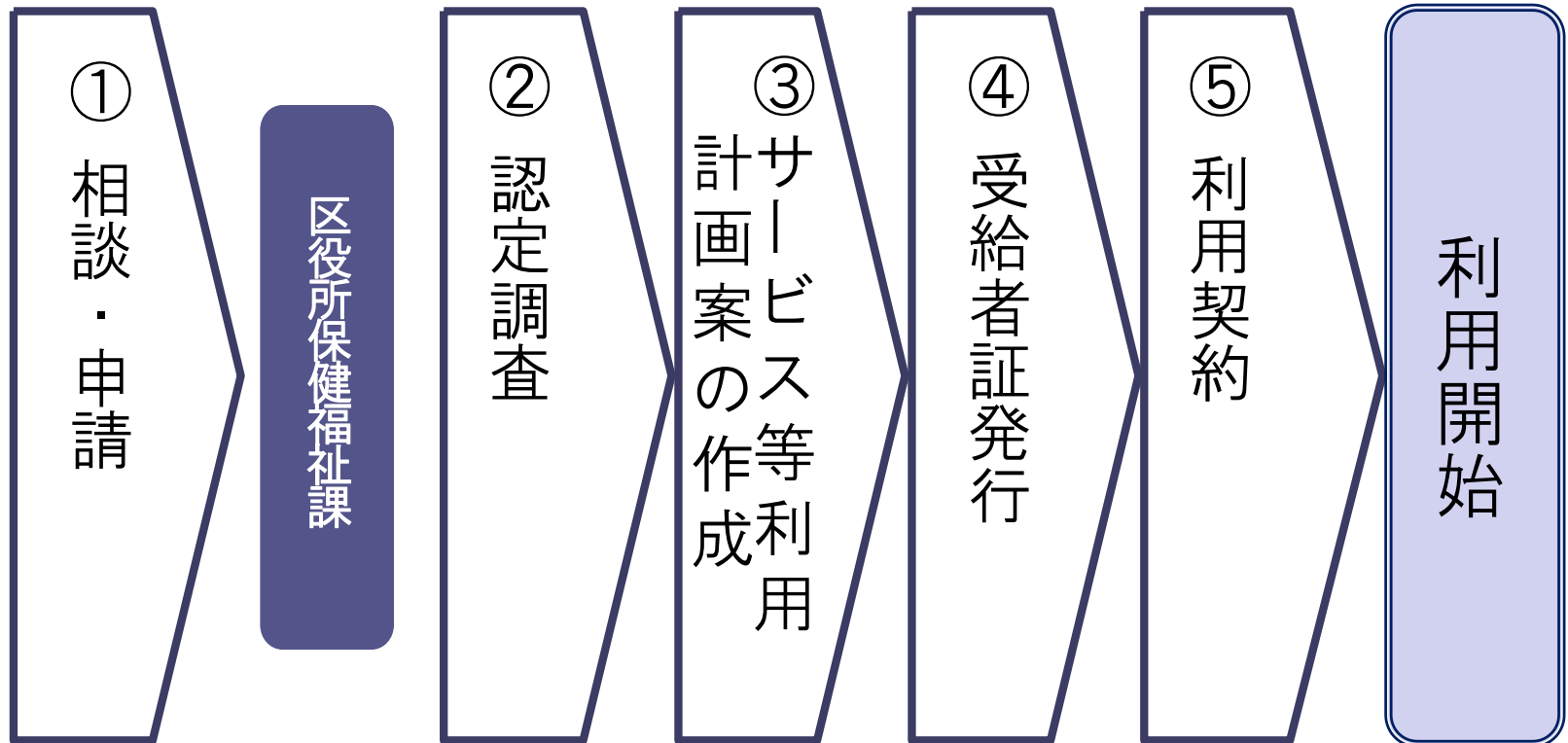
○居住系サービス

制度	サービス	内容	利用者		障害支援区分						有効期間	備考		
			身知的 体的	精神 童し	1	2	3	4	5	6				
介護 給付	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や食事の介護等を行います。 (障害者支援施設での夜間ケア等)	●	●	●				●	●	●	●	3年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支給量 31日／月 ・50歳未満の場合は原則、区分4以上
訓練 給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。 また、利用者のニーズに応じて、入浴や食事の介護などを行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	3年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支給量 31日／月 ・体験利用の制度(年50日以内)あり ・市民税非課税世帯に家賃補助(月1万円以内)あり ・身体の場合は65歳までに身体障害者手帳の交付を受けた者に限る ・介護を希望する場合は区分1以上
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間居室を提供し、生活能力の維持向上等のために必要な訓練などを行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1年	<ul style="list-style-type: none"> ・基本支給量 31日／月 ・標準利用期間 2年

○相談系サービス

制度	サービス	内容	利用者		障害支援区分						有効期間	備考	
			身 体 的	知 能 的	1	2	3	4	5	6			
	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を申請する方に、必要なサービスを円滑に利用するための計画を作ります。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	・各区では、計画を参考に障害福祉サービスを支給決定
	障害児相談支援		●	●	●	●	●	●	●	●	●		
地域 相談	地域移行支援	入所施設や病院から地域生活に移行する方に、住居の相談や福祉サービスの利用援助などの支援を行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	6ヵ月	
	地域定着支援	居宅で一人暮らしの方などに、常時の連絡体制の確保、緊急事態への支援などを行います。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1年	

サービス利用の流れ



サービス利用の流れ

① 相談・申請

- お住まいの区役所の保健福祉課に相談、申請してください。
- 難病患者の方は総合支援法の対象疾病(358疾病)の確認が必要です。特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方は、提示してください。
 - ⇒ 医師の証明書類(診療情報提供書など)を提出いただく場合があります。
- 申請後、指定特定相談支援事業所にサービス等利用計画案(ケアプラン案)の作成を依頼してください。
 - ⇒ 自己作成(セルフプラン)も可能です。

サービス利用の流れ

② 認定調査

- 区役所の担当職員がご自宅を訪問し、心身の状況などの聞き取り調査を行います。
- 介護給付または訓練等給付(共同生活援助に限る)の場合は、調査結果などに基づき、区役所で「障害支援区分」を認定します。
 - ⇒ 認定にあたっては、区役所から主治医に依頼して、医師意見書を取り寄せます。

※ 障害支援区分とは、

標準的な支援の必要度を表す6段階の区分です(区分6が最も必要度が高い)。調査結果のほか、医師意見書の内容などをふまえ、審査会での審査・判定により認定されます。

サービス利用の流れ

(参考)調査項目の構成

移動や動作等	寝返り	身の回りの世話や日常生活等	掃除	行動障害	不潔行為	特別な医療	酸素療法
	起き上がり		洗濯		異食行動		レスピレーター
	座位保持		買い物		ひどい物忘れ		気管切開の処置
	移乗		交通手段の利用		こだわり		疼痛の看護
	立ち上がり	意思疎通等	視力		多動・行動停止		経管栄養
	両足での立位保持		聴力		不安定な行動		モニター測定
	片足での立位保持		コミュニケーション		自らを傷つける行為		じょくそうの処置
	片足での立位保持		説明の理解		他人を傷つける行為		カテーテル
	歩行	行動障害	読み書き		不適切な行為		
	移動		感覚過敏・感覚鈍麻		突発的な行動		
	衣服の着脱		被害的・拒否的		過食・反すう等		
	じょくそう		作話		そう鬱状態		
えん下	感情が不安定		反復的な行動				
身の回りの世話や日常生活等	食事		昼夜逆転	対人面の不安緊張			
	口腔清潔		暴言暴行	意欲が乏しい			
	入浴		同じ話をする	話がまとまらない			
	排尿		大声・奇声を出す	集中力が続かない			
	排便		支援の拒否	自己の過大評価			
	健康・栄養管理		徘徊	集団への不適応			
	薬の管理		落ち着きがない	多飲水・過飲水			
	金銭の管理	外出して戻れない	点滴の管理				
	電話等の利用	1人で出たがる	中心静脈栄養				
	日常生活の意思決定	収集癖	透析				
	危険の認識	物や衣類を壊す	ストーマの処置				
	調理						

サービス利用の流れ

③ サービス等利用計画案(ケアプラン案)の作成

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と相談し、サービス等利用計画案(ケアプラン案)を作成してもらいます。

⇒ 計画案は、区役所に提出していただきます。

※ サービス等利用計画案について…

援助方針や課題を検討し、適切なサービスの種類や組合せなどを定める計画案です。

⇒ サービス等利用計画案について、平成27年度からは、市町村が支給決定を行うに際し、すべての障害福祉サービスの利用者を対象としています。

サービス利用の流れ

④ 受給者証交付

● 認定調査の時などに伺った暮らしの様子、障害支援区分、サービス等利用計画案などを考慮して、区役所でサービスの支給決定を行います。

⇒ 支給決定後は、決定通知書と受給者証が送付されます。

⇒ 後日、決定を踏まえたサービス等利用計画を提出していただきます。

サービス利用の流れ

⑤ 利用契約

- サービス事業所に受給者証を提示し、利用契約を結んでください。
⇒ サービス事業所については、区役所で確認できるほか、札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページ(元気さーち)でも調べることができます。
- 利用開始後は、サービス等利用計画を作成した相談支援専門員が、定期的に利用状況の確認などを行います(モニタリング)。

利用者負担の仕組み(障害福祉サービス)

- 月ごとの利用者負担には上限があります。
- 所得に応じて次の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

【18歳以上の障がい者】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

※在宅で生活する方の場合

※世帯の範囲:障がいのある方とその配偶者

【障がい児(18歳未満)に係る保護者負担】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
一般 2	上記以外	37,200円

※世帯の範囲:保護者の属する住民基本台帳での世帯

利用者負担の仕組み(移動支援)

- 所得に応じて、サービスに要した費用の一定割合を負担します。
- 世帯の範囲は障害福祉サービスに準じます。

【負担割合】

世帯の収入状況	負担割合
生活保護受給世帯	無料
市民税非課税世帯	無料
市民税課税世帯	10%

※世帯の範囲

- ・18歳以上:障がいのある方とその配偶者
- ・18歳未満:保護者の属する住民基本台帳での世帯

(参考)

【札幌市ホームページ】

障がいのある方のための福祉ガイド及びコミュニケーションハンドブック
(障がいのある方のための福祉ガイド、障がい者相談支援事業所ガイドブック
などの冊子を掲載しています。)

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/fukushiguide.html>

元気さーち(札幌市障害福祉サービス事業所等空き情報ホームページ)

<http://www.sapporo-akijoho.jp/>

【全国社会福祉協議会ホームページ】

障害者総合支援法のサービス利用について(平成27年4月版)

<http://www.shakyo.or.jp/business/pamphlet.html>